

平成 23 年度資料等整備事業実施要領

1. 目的

沖縄県と(財)南西地域産業活性化センターは、沖縄の米軍基地転用関連資料や沖縄への外国企業誘致のための経済情報等を収集、蓄積し、県政の円滑な運営に役立てるため、沖縄問題戦略研究会を設置し、情報収集、調査研究を実施することとしている。

当該事業は、当協会としても、米軍基地の「軍用地跡地利用対策助成事業」や「地域振興助成事業」に、主旨が合致することから、当協会の会員である沖縄県への支援策として、助成する必要がある。

2. 事業内容

沖縄県に駐留する米軍基地関係情報（「跡地利用対策」「雇用対策」「基地経済からの脱却」等々）の収集を行うために、(財)南西地域産業活性化センターへ助成を行う。

3. 助成金額

助成金額は、5,000 千円とする。

4. 助成の申請

(財)南西地域産業活性化センターは、資料等整備事業助成金申請書（様式1）に資料等整備事業実施計画書（様式2）を添付し、協会に提出するものとする。

5. 助成金の決定通知

(財)南西地域産業活性化センターより助成の申請を受け、助成金の決定がされたときは、協会は資料等整備事業助成金決定通知書（様式3）により(財)南西地域産業活性化センターへその旨を通知する。

6. 助成金の交付

(1) (財)南西地域産業活性化センターは、協会から助成金の決定を受けた後、助成金額の 90 %以内の額を資料等整備事業助成金概算払請求書（様式7）により、協会へ概算払いの請求ができる。

(2) (財)南西地域産業活性化センターは、協会から助成金の確定通知を受けた後、資料等整備事業助成金請求書（様式6）により、協会へ確定した助成金の請求ができる。ただし、すでに概算払いの金額があるときは、その残額を請求するものとする。

7. 報告書の提出

(財)南西地域産業活性化センターは、資料等整備事業実施結果報告書（様式4）を平成24年4月10日までに、協会へ提出するものとする。

8. 助成決定の取消し

(1) 協会は、(財)南西地域産業活性化センターが正当な理由がなく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成決定を取り消すことができる。

- ・助成対象である事業を実施しないとき。
- ・助成対象である事業を中止し、完了する見込みがないとき。
- ・助成金を助成対象事業の目的以外に使用したとき。
- ・事業実績報告をしなかったとき。

(2) 協会は、前項の規定による取り消しをした場合は、資料等整備事業助成金決定取消通知書（様式8）により、(財)南西地域産業活性化センターへ通知するものとする。